

青森県報

第九百三十七号

令和七年
七月九日
(水曜日)

目次

告 示

- 生活保護法による指定医療機関の廃止の届出……………
(健康医療福祉政策課) ……一
- 生活保護法による指定介護機関の所在地及び居宅介護事業所の所在地変更の届出……………
(同) ……一
- 生活保護法による指定介護機関の所在地及び介護予防・日常生活支援事業所の所在地変更の届出……………
(同) ……二
- 生活保護法による指定介護機関の廃止の届出……………
(同) ……三
- 右 同……………
(同) ……三
- 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の廃止の届出……………
(同) ……三
- 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の所在地及び居宅介護事業所の所在地変更の届出……………
(同) ……四
- 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の所在地及び介護予防・日常生活支援事業所の所在地及び介護予防……………
(同) ……四

告

示

- 業所の所在地変更の届出……………
(同) ……五
- 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の廃止の届出……………
(同) ……五
- 右 同……………
(同) ……六
- 住宅確保要配慮者居住支援法人の住所及び支援業務を行う事務所の所在地変更の届出……………
(建築住宅課) ……六

青森県告示第三百八十一号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十条の二の規定により、次の指定医療機関から廃止した旨の届出があったので、同法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

令和七年七月九日

青森県知事 宮 下 宗一郎

名 称	所 在 地	廃 止 日
スーパードラッグアサヒ調剤薬局エルム店	五所川原市大字唐笠柳字藤巻五一七の一	令和七・一・二六
天馬調剤薬局	むつ市中央二丁目五の五	七・一・三一

青森県告示第三百八十二号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の三第一号の規定により告示する。

令和七年七月九日

青森県知事 宮 下 宗 一 郎

名 称	所 在 地	年 指 月 日 定
天馬調剤薬局	むつ市中央二丁目五の五	令和七・三・一

青森県告示第百八十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第五項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から所在地及び居宅介護事業所の所在地を変更した旨の届出があったので、同法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

令和七年七月九日

青森県知事 宮 下 宗 一 郎

区 分		変 更 前		変 更 後		変 更 前		変 更 後	
居 宅 介 護 事 業 者	名 称	社会福祉法人田がい十和				社会福祉法人田がい十和			
	主たる 所在地	十和田市稲 三丁目一三 の七		十和田市稲 三丁目一三 の七		十和田市稲 三丁目一三 の七		十和田市稲 三丁目一三 の七	
居 宅 介 護 事 業 所	名 称	ヘルパーステーション十和田市稲佐三丁目七番一				ヘルパーステーション十和田市稲佐三丁目七番一			
	所 在 地	十和田市稲 三丁目一三 の七		十和田市稲 三丁目一三 の七		十和田市稲 三丁目一三 の七		十和田市稲 三丁目一三 の七	
変 更 日 年 月		令和七・三・一				〃			

変更後		変更前		変更後		変更前	
社会福祉法人田がい十和		社会福祉法人田がい十和		社会福祉法人田がい十和		社会福祉法人田がい十和	
〒030-0133 十和田市稲佐三丁目六番五		〒030-0133 十和田市稲佐三丁目六番五		〒030-0133 十和田市稲佐三丁目六番五		〒030-0133 十和田市稲佐三丁目六番五	
定期・随時巡回型介護訪問		訪問介護		定期・随時巡回型介護訪問		訪問介護	
あんしんセンター十和田市稲佐三丁目七番一		ヘルパーステーション十和田市稲佐三丁目七番一		あんしんセンター十和田市稲佐三丁目七番一		ヘルパーステーション十和田市稲佐三丁目七番一	
〒030-0133 十和田市稲佐三丁目六番五		〒030-0133 十和田市稲佐三丁目六番五		〒030-0133 十和田市稲佐三丁目六番五		〒030-0133 十和田市稲佐三丁目六番五	
〃		三・八・一		〃		三・三・一	

青森県告示第百八十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第六項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から所在地及び介護予防・日常生活支援事業所の所在地を変更した旨の届出があったので、同法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

令和七年七月九日

青森県知事 宮下宗一郎

変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	区分	
社会福祉 法人生活 がいき 田和		社会福祉 法人生活 がいき 田和		社会福祉 法人生活 がいき 田和		名称	介護予防・ 支援事業 生活者
三十三番 和田市東 の一の		三十三番 和田市東 の一の	十和田市 西二丁目 の三五	十和田市 西二丁目 の三五	十和田市 三稲	主たる事 務所在地	
訪問型 サービス		訪問型 サービス		訪問型 サービス		生活防介護 業の支援 種類	
ヘルパ ース シヨ ン生 田和		ヘルパ ース シヨ ン生 田和	十和田市 西二丁目 の三五	十和田市 西二丁目 の三五	十和田市 三稲	名称	介護予防・ 支援事業 生活者
十和田市 三本木九 字大	三十三番 和田市東 の一の	三十三番 和田市東 の一の	十和田市 西二丁目 の三五	十和田市 西二丁目 の三五	十和田市 三稲	所在地	
三・八・一		三・三・一		令和 元・二・一		変更 年月日	

青森県告示第二百八十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第五項において準用する同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から廃止した旨の届出があったので、同法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

令和七年七月九日

青森県知事 宮下宗一郎

居宅介護事業者

岡 有 限 会 社 ひ ら		医 療 法 人 小 村 歯 科 医 院		名 称		居 宅 介 護 事 業 者	
東 下 山 一 の 一		北 津 軽 郡 鶴 田 町 大 字 廻 堰 字		主 たる 事 務 所 の 所 在 地			
生 活 介 護		認 知 症 対 応 型 共 同		居 宅 療 養 管 理 指 導		居 宅 介 護 事 業 の 種 類	
ム グ ル ー プ ヒ ら 岡		医 療 法 人 小 村 歯 科 医 院		名 称		居 宅 介 護 事 業 所	
東 下 山 一 の 一		北 津 軽 郡 鶴 田 町 大 字 廻 堰 字		所 在 地			
七 ・ 二 ・ 二 六		令 和 三 ・ 四 ・ 三 〇		年 月 日 止			

青森県告示第二百八十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第五項において準用する同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から廃止した旨の届出があったので、同法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

令和七年七月九日

青森県知事 宮下宗一郎

介護予防事業者

介護予防事業所	名 称	医療法人小村 歯科医院
		三戸郡五戸町 字熊ノ沢二五 の一三
介護予防 事業の種 類	主たる事務所 所在地	介護予防 居宅療養 管理指導
介護予防事業所	名 称	医療法人小村 歯科医院
		三戸郡五戸町 字熊ノ沢二五 の一三
廃止 年月日		令和 三・四・三〇

青森県告示第二百八十七号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第五十条の二の規定により、次の指定医療機関から廃止し

た旨の届出があったので、例による生活保護法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

令和七年七月九日

青森県知事 宮 下 宗一郎

名 称	所 在 地	年 月 日 止
スーパードラッグアサヒ調剤薬局エルム店	五所川原市大字唐笠柳字藤巻五一七の一	令和七・二・二六
天馬調剤薬局	むつ市中央二丁目五の五	七・一・三一

青森県告示第三百八十八号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第四十九条の規定により、医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、例による生活保護法第五十五条の三第一号の規定により告示する。

令和七年七月九日

青森県知事 宮 下 宗一郎

名 称	所 在 地	年 月 日 定
天馬調剤薬局	むつ市中央二丁目五の五	令和七・三・一

青森県告示第三百八十九号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配

偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第五十四条の二第五項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から所在地及び居宅介護事業所の所在地を変更した旨の届出があったので、例による生活保護法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

令和七年七月九日

青森県知事 宮 下 宗一郎

区 分		居 宅 介 護 事 業 者		居 宅 介 護 事 業 所		変 更 日
変 更 前	変 更 後	名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地	
社会福祉法人が田	社会福祉法人が田	十和田市稲一三の七	十和田市元二丁目六の三五	ヘルパーステーションが田	十和田市元二丁目六の三五	令和七・二・一
定期巡回・随時訪問介護型	訪問介護	ヘルパーステーションが田	十和田市元二丁目六の三五	ヘルパーステーションが田	十和田市元二丁目六の三五	
変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更後
社会福祉法人が田	社会福祉法人が田	十和田市稲一三の七	十和田市元二丁目六の三五	ヘルパーステーションが田	十和田市元二丁目六の三五	三・三・一

変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前
田が法社会 い人人生福 十生き祉		田が法社会 い人人生福 十生き祉		田が法社会 い人人生福 十生き祉	
六三和十 番和田 町市東 一の		六三和十 番和田 町市東 一の		六三和十 番和田 町市東 一の	六町和十 の西和田 三五市元 丁目
護問対回定 介応・期 護型随巡 看訪時		訪問介護		護問対回定 介応・期 護型随巡 看訪時	
和きンコあ 田がイールし 十生セン		和きショヘル 田がイオンパ 十生ル		和きンコあ 田がイールし 十生セン	
三一字十和 の本三和田 七木本市大 沢木字		六三和十 番和田 町市東 一の	三一字十和 の本三和田 七木本市大 沢木字	六三和十 番和田 町市東 一の	六町和十 の西和田 三五市元 丁目
〃		三・八・一		〃	

青森県告示第百九十号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第五十四条の二第六項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から所在地及び介護予防・日常生活支援事業所の所在地を変更した旨の届出があったので、例による生活保護法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

令和七年七月九日

青森県知事 宮 下 宗一郎

変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	区 分	
田が法社会 い人人生福 十生き祉		田が法社会 い人人生福 十生き祉		田が法社会 い人人生福 十生き祉		名 称	支介護予防・日常生活
六三和十 番和田 町市東 一の		六三和十 番和田 町市東 一の	六町和十 の西和田 三五市元 丁目	六町和十 の西和田 三五市元 丁目	七生和十 町一三の 市市稲	主たる所在地	生活
サ訪問型 ービス		サ訪問型 ービス		サ訪問型 ービス		類事生活防介 業活・日護 の支日常予	
和きショヘル 田がイオンパ 十生ル		和きショヘル 田がイオンパ 十生ル		和きショヘル 田がイオンパ 十生ル		名 称	支介護予防・日常生活
三一字十和 の本三和田 七木本市大 沢木字		六三和十 番和田 町市東 一の	六町和十 の西和田 三五市元 丁目	六町和十 の西和田 三五市元 丁目	七生和十 町一三の 市市稲	所 在 地	生活
三・八・一		三・三・一		令和 元・二・一		変年月日更	

青森県告示第百九十一号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第五十四条の二第五項において準用する同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から廃止した旨の届出があったので、例による生活保護法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

令和七年七月九日

青森県知事 宮 下 宗 一 郎

居 宅 介 護 事 業 者		居 宅 介 護 事 業 所	
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地
医療法人小村 歯科医院	三戸郡五戸町 字熊ノ沢二五 の一三	医療法人小村 歯科医院	三戸郡五戸町 字熊ノ沢二五 の一三
有限会社ひら 岡	北津軽郡鶴田 町大字廻堰一 の字	グループホー ムひら岡	北津軽郡鶴田 町大字廻堰一 の字
生活介護 応知症対 共同	居宅療養 管理指導		
令和 三・四・三〇		令和 三・四・三〇	

青森県告示第三百九十二号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成十六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第四百十四号。以下「例」による生活保護法」という。）第五十四条の二第五項において準用する同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から廃止した旨の届出があったので、例による生活保護法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

令和七年七月九日

青森県知事 宮 下 宗 一 郎

介 護 予 防 事 業 者		介 護 予 防 事 業 所	
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地
医療法人小村 歯科医院	三戸郡五戸町 字熊ノ沢二五 の一三	医療法人小村 歯科医院	三戸郡五戸町 字熊ノ沢二五 の一三
介護予防防 居宅療養 管理指導			
令和 三・四・三〇		令和 三・四・三〇	

青森県告示第三百九十三号

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成十九年法律第百十二号）第四十一条第二項の規定により、次のとおり住宅確保要配慮者居住支援法人から住所及び支援業務を行う事務所の所在地を変更する旨の届出があったので、同条第三項の規定により公示する。

令和七年七月九日

青森県知事 宮 下 宗 一 郎

区 分	名 称	住 所	支 援 業 務 所 在 地	年 月 日 更
変更前	社会福祉法人共 生の杜	十和田市西二十 三番町五の八ホ ワイトハウスL 号室	十和田市西二十三番町 五の八ホワイトハウス L号室	令和 七・七・七
変更後	社会福祉法人共 生の杜	十和田市東三番 町四の七共生ビ ル一階	十和田市東三番町四の 七共生ビル一階	